

江戸城多聞櫓文書にみる「文久の修陵」

外池 昇

はじめに

- 一 雄略陵修補と秋元藩による人夫献上
 - 二 山陵修補の所轄変更
 - 三 神武陵修補と家茂従一位宣下・戸田忠恕賞功
 - 四 孝明陵への山陵使発遣
 - 五 朱印人馬
 - 六 崇神陵修補と潰地
 - 七 簿冊
- おわりに
註

はじめに

江戸城多聞櫓文書（国立公文書館内閣文庫所蔵。以下、多聞櫓文書という）については、既に『内閣文庫江戸城多聞櫓文書目録明細短冊の部』（昭和五十五年、国立公文書館）が発行されている他、国立公文書館による『北の丸』収録の論稿等で詳

しく紹介されている。⁽¹⁾

本稿で取り上げる多聞櫓文書中の「文久の修陵」関係文書は、西木浩一著「江戸城多聞櫓文書〈禁裏・朝廷の部〉解題」〔『北の丸』第二十四号、平成四年三月〕で概略が紹介されているが、これまでの「文久の修陵」をめぐる研究⁽²⁾で生かされることはなかった。⁽³⁾

もっとも「文久の修陵」の様々な局面について、多聞櫓文書中の「文久の修陵」関係文書がその全貌を網羅的に伝えている訳ではない。よく知られているように「文久の修陵」は、幕府の許可・承認のもとになされたものの、その事実上の主体は戸田忠至以下の戸田藩士等と朝廷にあった。その点では、多聞櫓文書中の「文久の修陵」関係文書のこのような傾向はむしろ当然であろう。それよりも多聞櫓文書中の「文久の修陵」関係文書の検討からは、幕府にとっての「文久の修陵」が浮かび上がってくるのが期待されるのである。

なお本稿では、個別の文書の標題・年代等について必ずしも国立公文書館による目録の表記を採用していない。それぞれの文書の検索に当たっては、文書番号に依らきたい。

一 雄略陵修補と秋元藩による人夫献上

雄略陵（島泉丸山古墳、大阪府羽曳野市島泉）の修補は、「文久の修陵」における山陵修補の特徴的な例としてしばしば引き合いに出される。それは全体として前方後円形に造営された雄略陵が、実は、後円部を擬した丸山古墳と前方部を擬した平塚山古墳から成っているという点によってである。⁽⁴⁾しかし多聞櫓文書にみえる雄略陵は、そういった角度から捉えられたものではない。

文書一 文久三年六月二十三日「雄略陵普請ニ付秋元志朝より人夫献上申進」(一二九五七)(一)内は国立公文書館による文書番号。以下同じ)

秋元但馬守領分河州丹北郡嶋泉村地内ニ有之(志朝)

雄略帝 御陵御普請ニ付、人夫弐千人献上之儀先達而願之通被 仰付候処、猶又右

御陵廻石垣献上之儀相願候間、同人家来書付差出候間、在京大目付御目付江評議為致候処、下ヶ札之通申聞評議之趣尤

ニ候間、則別紙写之通但馬守家来江相達申候、依之此段申進候以上

六月廿三日(文久三年)

稲葉美濃守(正郎)

酒井雅楽頭様(忠績)

水野和泉守様(忠精)

板倉周防守様(勝静)

井上河内守様(正直)

牧野備前守様(忠基)

猶以別紙之趣、伝(忠至)

奏衆江申入戸田大和守江も相達置候様松平越中守江相達申候、為御心得此段申進候以上(忠敬)

さてこの雄略陵は文書一にみえる通り秋元藩領内に所在するが、「文久の修陵」においては秋元藩による修補は許されず、「文久の修陵」全体を推進していた戸田藩による修補を秋元藩が援助するという形となった。その間の事情は松井元

儀編『文久度山陵修補綱要』(宮内庁書陵部所蔵)から窺えるので、左に引く。

山陵御普請御用戸田越前守江申付候処、(忠恕)

雄略帝御陵者河内国丹北郡嶋泉村地内ニテ秋元但馬守(原頭註、「秋元家ハ上野園館林ノ城主ナリ」)領内ニ被為在候付、同

人手ニテ普請被申付候旨ニハ候へ共、元来右普請之義ハ尊大之義古法式ヲ失ヒ候而者 叡慮御不本意ニ候間、武辺之

手許ニ而御修覆ハ難相成、聊ニ而も古形不失様被遊度、第一

六月廿八日到来

備前守

御尊敬之廉も有之旁官家ニ於テ夫々御用掛被仰付專御取調有之候、乍去武刃之方も奉行無之間御差図不行届候間、越前守家族戸田和三郎江奉行被仰付古法式等都而御差図ニ相成候間、右同人江万事問合差図ヲ請候様、但馬守一手ニテ御修覆有之間敷候、尤但馬守より役人并人夫差出候義者不苦候、且山陵外々々御修覆願出候而も猥ニ申付無之様、関東江可申置与被仰聞則相達候処、

雄略帝御陵御普請仕様之義ハ戸田越前守方へ可承合候、兼而秋元但馬守へ相達置候事ニ候、且又以後外々々御修覆願出候而も素々無謂猥ニ被仰付候義ハ無之事ニ候間、此段御両卿(原頭註「両卿トハ伝奏ノ」)江御達可申置旨、年寄(原頭註「年寄トハ老中ノ」)共々申越候事

(文久二年)
十二月

右ハ御老中々伝奏江申来、所司代々伝奏江達候御書付也

幕府の承認のもとに修陵事業を専ら担当する戸田藩に対して役人・人夫を差し出すことは構わないが、秋元藩が直接雄略陵を修補することは許されない、とされたのであった。それが文書一の「人夫式千人献上」であり、「御陵廻石垣献上」であるといふことができる。

さてこのような戸田藩以外の藩からの修陵の願は、この秋元藩による雄略天皇陵の例や、本稿「六崇神陵修補と潰地」の文書一〇で取り上げる多聞櫓文書(一〇六六九)にみえる織田藩による崇神陵の例に限ったことではない。この他戸原純一著「幕末の修陵について」⁶⁾と大平聡著「公武合体運動と文久の修陵」⁷⁾は、津藤堂藩による光仁陵(奈良県奈良市日笠町)・春日宮陵(奈良県奈良市矢田原町)・崇道陵(奈良県奈良市八島町)、東本願寺・西本願寺による後嵯峨天皇陵・火葬塚(いずれも京都府京都市)、龜山陵・分骨所(同)の例についても触れている。

ここで、年欠である右に『文久度山陵修補綱要』から引いた史料を文久二年とした根拠について述べておきたい。

「野宮定功日記抜萃」⁸⁾の文久二年十月二十八日条には、秋元但馬守が領内の雄略陵を自ら修補しかつ永世陵守の者を扶助したいとの願と、それが聞き入れられ入用金も公儀よりその度々に下げ渡される見込みとの記載がある。また同年十一月一日条には、本文で引いた『文久度山陵修補綱要』とほぼ同文の史料がみられる。すると右に引いた『文久度山陵

修補綱要』の「十二月」と「野宮定功日記抜萃」の文久二年十一月一日条は、月日において齟齬が生じることになる。しかし大筋において、『文久度山陵修補綱要』の「十二月」を文久二年とすることには問題はないと思われる。その上で右の文書の年代を「文久三年」と解することとしたい。

二 山陵修補の所轄変更

既に指摘されているように、「文久の修陵」は朝廷と幕府の双方の管轄のもとに遂行された。さて幕府における「文久の修陵」の所轄は、当初老中が直接これに当たる場合が多かったが、畿内と江戸の距離は事業の遂行に障碍となったよう、後には京都守護職の所轄となった。次の文書一は、松平容保（肥後守）が元治元年二月十一日に京都守護職を免ぜられ陸軍総裁に任ぜられたのに伴う山陵修補の所轄の変更に関するものである。

文書二 元治元年二月「松平容保転役ニ付戸田忠至より差出書付控」〔一三三二一五〕

〔端裏〕

一三三

戸田大和守より差出候書付写

〔松平容保〕

御陵御普請之儀別紙之通昨亥年中周防守殿江申上、則別紙御書取之通被 仰渡候処、今般肥後守殿御転役ニ付以後都而所司代江相伺取斗候様仕度、尤御入用金御渡方も兼而御聞濟之金高所司代より差函次第大坂於御金蔵御渡金被下候、其外都而昨年中申上候通相心得御普請皆出来之上巨細取調可申上候、仍之別紙写式通相添此段奉伺候以上

二月
〔元治元年〕

戸田大和守

戸田大和守江達

書面之趣者都而伺之通可被 取斗候、尤其段所司代江も相達ニ而可有之候事

稲葉長門守江達
〔正那〕

御陵御普請之儀二三ヶ所位宛御普請取掛右仕様之儀古形古法等

朝廷より御差図有之、彼是入組其時々江戸表江相伺候而ハ公卿方より催促も有之不都合ニ付、都而其方江相伺差図之上取斗候様戸田大和守江相達候、且又御入用金之儀も其方差図次第大坂御金蔵より相渡ニ而可有之候事

つまり、山陵修補に関する幕府側の所轄を京都守護職から京都所司代（稲葉長門守正邦）へ改めるといのである。この前提には、『山陵御普請之留』（国立公文書館内閣文庫所蔵）に収められた次のような戸田忠至の願がある。

御陵御普請之儀二三ヶ所或者五六ヶ所位つゝ取調、順繰ニ御普請取掛候様御達之趣奉畏候、然ル処絵図面仕様之儀古形古法式等悉

朝廷より御差図有之、彼是入組候意味合多其時々江戸表江書面を以伺候而者何分難行届、且江戸伺中往返手間取候内御掛り公卿方より御催促も被 仰出甚心配仕候、仍之於当所都而肥後守殿江相伺御差図之上御普請仕候得者、諸事簡易ニ都合能

朝廷思召通り手早く御普請出来可仕与奉存候、且又右御入用金之儀兼而申上置候金高之通肥後守殿御差図次第大坂御金蔵より御渡可被下候、尤御入用金之儀者成丈ヶ減少方精々仕、皆出来之上絵図并御入用高巨細ニ取調差上可申候、今般

朝廷より御普請御急之御沙汰御座候ニ付、此段申上候以上

（文久三年）
十一月

戸田大和守

御勘定所評議

書面之趣取調候処、

陵御普請之儀者絵図面仕様古形古法式等

朝廷よりは御差図彼是入組候意味合多く、且御急之御沙汰御座候ニ付、肥後守殿江相伺御差図之上御普請仕度与之儀者、往返手間取候一応当表江伺不相成候而者不都合ニ者候得共、御急之御沙汰之趣も是亦無余儀次第ニ相聞候間、御入用金請取方等之儀共都而肥後守殿江御差図を請取斗候ハ、差支之義有之間敷候間、伺之通可取斗旨戸田大和守江被仰渡可然奉存候

(元治元)
子

正月

竹内下野守

池野勇一郎

小田又蔵

御勘定方

覚

書面之通可被心得候事

右正月廿三日同断

□ □

つまり、入用金の問題も含めた幕府における山陵修補の所轄の「江戸表」から在京する「肥後守」への変更が、文久三年十一月当時の戸田忠至の願であった。それが翌元治元年の正月に聞き入れられたのである。

これは、いちいち「江戸表」へ伺うことの「行届」き難さと、「往返手間取」という現状の解決を企図したものと解される。そしてその翌月の文書一も、京都守護職松平容保の陸軍総裁転任後も山陵修補の幕府の窓口を京都・大坂に維持し続けようとする戸田忠至の意図のあらわれとみることができる。⁽¹⁰⁾

三 神武陵修補と家茂従一位宣下・戸田忠恕賞功

第十四代将軍徳川家茂は元治元年正月二十九日に従一位に叙せられた⁽¹¹⁾が、これは家茂従一位叙位の「勅書」が「山陵荒頼就中神武天皇御陵可及廢絶形勢御恐懼御憂傷之処、先年以来追々探索旧冬御修補成功二千余年之今日ニ至盛大ニ復古之儀第一御追孝相立、加之皇威四方ニ輝候事叡感不斜候、右ハ従往昔等閑ニ相成候処、当大樹朝廷尊奉之志厚、方今国事鞅掌之半、御修補行届候段誠忠深宸賞被為在、依之従一位宣下御内意被仰出候事⁽¹²⁾」とする通り、神武陵修補の成功によるものであった。将軍の位階昇進の理由に山陵修補の功が挙げられていることは注目される。

文書三 元治元年二月十三日「神武陵修補成功ニ至家茂従一位宣下ニ付申上一札」(四一〇七四)
一筆致啓上候

公方様益御機嫌能被成御座恐悦奉存候、然者去月廿七日

御参 内被遊候処

神武天皇御陵当節御修補

御成功ニ至、弥

宸賞被為 在従一位可有

宣下旨 御内意被

仰出候処、此度

御転任被 仰出候上之儀ニ付

御辞退被為 在候得共、格別之

思召を以被 仰出候儀ニ付、

御領掌 宣旨

御頂戴被遊誠以恐悦之御事候、此段

為可申上呈愚札候恐惶謹言

井上河内守

正直(花押)

(元治元年)

二月十三日

酒井雅楽頭様
(忠績)

水野和泉守様
(忠精)

有馬遠江守様
(道純)

人々御中

これは、老中井上正直が同じく老中の酒井忠績・水野忠精・有馬道純に宛てて將軍家茂従一位宣下の賀詞を述べたものである。同日付で、やはり老中板倉勝静が同じ三名に宛てたはば同文の文書も多聞櫓文書中にみられる(「神武陵修補成

功ニ至家茂従一位宣下ニ付申上一札」(四二一五二)。

次の文書四も、元治元年二月の家茂従一位宣下に関連したものである。

文書四 元治元年二月「家茂従一位宣下之旨申達」(二〇八七三)
一筆致啓達候

公方様兼御機嫌能被成御座候間可被安御心候、猶(元治元年正月)又去月廿七日

御参内被遊候処、

山陵当節御修補御成功ニ至、弥

宸賞被為 在従一位可有

宣下旨

御内意被 仰出候処、此度

御転任被 仰出候上之儀ニ付

御辞退被為在候得共、格別之

思召を以被 仰出候儀ニ付

御領掌被遊

宣旨

御頂戴被遊候、此段申達候様

御意ニ候、此由可有洩達候□□□□

二月 日

徳川(義宣)元千代殿

石川佐渡守殿

同文言

連判

渡辺飛驒守殿

同文言

徳川玄同様(茂徳)

石河佐渡守殿

ここにみえる「連判」の内容は未詳であるが、元治元年には徳川義宣(元千代)が尾張藩藩主、徳川茂徳(玄同)が同前藩主であるから、尾張徳川家に対して賀詞を述べたものである。

文書五は、修補が成った神武陵への山陵使発遣をめぐるものである。

文書五 慶応元年三月四日「神武陵山陵使発遣使定ニ付伝奏より書札」(二五四八六)

(端裏)

一一三

伝 奏衆被差越候書札写」

来八日

神武帝山陵使発遣使定

上卿

参議

辨

奉行職事

右之通被

仰出候、為御心得申入候以上

広橋中納言(胤保)

中御門右大辨宰相(経之)

坊城左小辨(俊政)

甘露寺頭権右中辨(勝長)

(慶応元年)
三月四日

(定敬)
松平越中守殿

(定功)
野宮中納言
(雅典)
飛鳥井中納言

なお文書五と関連する文書もいくつかみられる。同日「神武陵奉幣使ニ付伝奏より書札」(一六〇〇九)は内意として奉幣使に広橋胤保が宛てられる旨を、翌五日「神武陵奉幣使大和国山陵巡検ニ付伝奏より書札」(一五五二二)は神武天皇陵奉幣使が大和国の山陵の巡検をも行なう旨を、それぞれやはり武家伝奏から京都所司代に宛てて申し入れたものである。

この新たに修補がなった神武陵には、毎年神武天皇祭が行なわれることになった。文書五は慶応元年三月八日の神武陵山陵使発遣に先立って、同月四日に武家伝奏野宮定功・飛鳥井雅典が京都所司代松平定敬にその内容を申し入れたものであり、発遣の四日前には武家伝奏から京都所司代に伝達されていたことが知られる。

さてこの慶応元年三月八日の神武陵への奉幣使発遣については、既に武田秀章著『維新时期大皇祭祀の研究』(平成八年、大明堂)第四章「孝明天皇大喪儀・山陵造営の一考察」が奉幣使の神武陵参向以後の諸陵巡検の動向も含めて注目しており、その詳細を述べることは省く。

ここでは、右にみた武家伝奏から京都所司代への発遣使定・奉幣使の内意の申し入れ前後の様子について、具体的にみることにしたい。

「広橋胤保日記」⁽¹⁴⁾の慶応元年三月四日条には、「来十一日 神武帝奉幣使参向之砌、和州諸 山陵御修補出来分可巡検去廿九日被 仰出」⁽¹⁵⁾とある。つまり二月二十九日には、胤保が神武陵奉幣使となり三月四日に回陵参向の際併せて大和の諸山陵を巡検するよう仰せ渡された、というのである。そして出幣料は、大和諸山陵二十五箇所につき各銀十枚宛であった。

また同月四日には八日の神武陵山陵使定の内容・奉幣使の内意が、五日には胤保が神武陵参向の後大和諸山陵を巡検する旨が、それぞれ武家伝奏から京都所司代へ申し入れられたのは、先に触れた通りである。

その上で同月六日の深更に武家伝奏野宮定功から胤保に、「和州山陵巡檢之砌、摂河泉山陵巡檢可被 仰下、御時宜候迷惑哉内々被尋下」旨の書状が届いた。これに対して胤保は、「御用之儀被 仰下候ハ、御受可申上¹⁶」と回答したのである。ここに胤保は、大和のみならず、摂津・河内・和泉の山陵をも巡檢することになった。翌七日には、摂津・河内・和泉の山陵巡檢を受諾する旨当番六条中納言(有容)に言上し、そのために二五〇両が下賜され武家伝奏より渡され、幣料として銀十枚十六包が執次より戸田忠至に渡されたのである¹⁷。

そして翌八日には御所で発遣の儀があり、十一日に神武陵参拜、諸陵巡檢の後二十四日に帰京というのが、その後の主な日程である。

この複雑な一連の経緯の中に、武家伝奏から京都所司代への何回かの申し入れが組み込まれている点には、ここで改めて注目しておきたい。

この神武陵修補によって、戸田藩主戸田忠恕も元治元年二月二十九日に従四位下に叙せられる等、賞功に預かった¹⁸。文書六 慶応二年「元治元年二月山陵修補御用相勤書拔」(二八九五)

〔端裏〕
〔書拔〕

(元治元年)
去々子

二月

山陵御修補之御用相勤、今般

神武天皇御陵を始千歳を過候御場所追々御修補御成功

公武之御為厚相心得一段之事ニ付拝領物

白鞘
御刀美濃国承伝
代金二十五両

戸田越前守^(忠恕)

右之通被下之

文書六の通り戸田忠恕は「御刀白鞘美濃国承伝代金二十五両」を受けているが、これは朝廷より賜ったものである。それは、文書六と同じ慶応二年の正月七日付で、その前年の慶応元年十二月二十七日に山陵修補の功により戸田家先祖戸田忠次に従四位下が贈られると同時に、戸田忠恕にも「御鞘巻御剣一振」が朝廷より拝領される旨申し越されたことを幕府に伺う記事が『文久度山陵修補要綱』に載せられていること⁽¹⁹⁾から、窺うことができる。

四 孝明陵への山陵使発遣

孝明陵の造営は、「文久の修陵」の一連の過程の中に位置づけて捉えられるべきであるとする見解がある⁽²⁰⁾。本稿でも、多聞櫓文書にみられる孝明陵関連の文書を取り上げること⁽²¹⁾にしたい。

文書七 慶応三年十月二十六日「孝明陵山陵使発遣書付」(二〇〇七〇三)

〔端裏〕(久隆)
錦織刑部卿様 戸田大和守

来廿九日辰刻

孝明天皇山陵使

発遣

上卿

日野大納言

使

日野大納言

奉行職事

甘露寺頭辨

右被

「仰出候段、承知仕候以上

十月廿六日

(断簡)
「堤 殿

中院殿」

文書七は、慶応三年十月二十九日の孝明陵への山陵使発遣の内容を記したものである。

武田著『維新时期天皇祭祀の研究』はこの山陵使発遣に注目して、これを慶応三年十月十八日に竣功した孝明陵への「王政復古」の奉告を目的としたもの、と述べる。⁽²¹⁾ また同著によれば、同月二十九日の勅使日野資宗の発遣の際には戸田忠至ほか諸陵寮官人が同行し、またこれに先立つ二十六日には中山忠能、二十八日には正親町三条実愛が参拝している。⁽²²⁾

五 朱印人馬

山陵修補のための交通に、朱印が発行された例が多聞櫓文書中にみられる。次の通りである。

文書八 慶応二年正月「山陵御普請御用罷越候浦島六郎兵衛御朱印之儀書付」〔四一〇七九〕

(端裏)

山陵御普請御用罷越候御勘定格小普請方改役 御朱印之儀申上候書付

戸田大和守」

御勘定格

小普請方改役

浦嶋六郎兵衛

写

御朱印

人足式人

御伝馬式疋

右者

山陵御普請御用罷越候処、去十二月十二日御勘定格小普請方改役被 仰付候処、御用済ニ而此度帰府仕候、書面之通
御朱印被下候様仕度奉存候

但遠国御普請御修復御用之節小普請方改役本文之通

御朱印被下置候

以上

(慶応二年)
寅正月

文書九 慶応二年二月六日「山陵御普請御用相済浦島六郎兵衛御朱印之儀書付」(四一〇七七)

(端裏)

「山陵御普請御用相済御勘定格小普請方改役浦嶋六郎兵衛帰府に付人馬

御朱印相渡候儀申達候書付

(疋敬)
松平越中守

御勘定格

小普請方改役

浦嶋六郎兵衛

右者

山陵御普請御用相済昨五日当地出立致帰府候付、人足式人馬式疋之

(中表)
御朱印被下候様仕度旨戸田大和守相願書付差出候付町奉行江相達為取調候処、右願之通

御朱印被下不相当之筋有之間敷哉ニ存候間、申立通人馬数被下可然哉之旨申聞候、尤之儀ニ付則人足式人馬式足之御朱印^(慶応二年)通調之相渡候、依之大和守差出候書付写^(慶応二年)通入御披見此段申達置候以上
二月六日

文書八・九は一連のものとして理解できる。つまり、慶応元年十二月十二日に御勘定格小普請方改役を仰せ付けられた浦島六郎兵衛が、山陵御普請御用が済み翌慶応二年二月五日に江戸へ向けて立つに当たって、人足二人・御伝馬二匹の朱印を下されたい旨戸田忠至が願書を差し出し、その後この願書は町奉行に達され、その上で朱印が渡されたのである。

六 崇神陵修補と潰地

「文久の修陵」の中でも崇神陵（柳本行燈山古墳、奈良県天理市柳本町）の修補は、独特の位置を占めている。というのは、今日見られる崇神陵の巨大な周濠は「文久の修陵」の際に創り出されたものであり、以降周辺の耕地はその周濠からの引水によって潤わされることになったことによる。もとよりそのような例は崇神陵の場合だけではないが、極めて特徴的な事例として崇神陵が挙げられることが多いのは確かである。⁽²³⁾

しかし多間櫓文書にみえる崇神陵の修補は、そのような視点によるものではない。

文書一〇 慶応三年四月六日「崇神陵修補ニ付織田信成より潰地届」〔二〇六六九〕
私領分大和国式上郡柳本村ニ有之候

崇神帝御陵此度御修補御出来、潰相成候場所高

田畑高合六拾六石壺斗四升七合

右之通御座候、尤委細之儀者

山陵奉行戸田大和守江申達置候、此段御届申上候以上

^(慶応二年)
十二月十六日

筑前守領分大和国式上郡柳本村ニ御座候

帝陵御修補御出来ニ付、同村田畑合五拾三石五斗四升三合八勺永潰相成候段、一昨^(慶応元)丑年十二月十六日御届申上候処、其

陵^(衍カ)同国五条御代官所ニ而追々御取調御座候付、猶又村方之儀篤与詮鑿仕候処、不行届之儀有之全潰地田畑高合六拾六石

六石壹斗四升七合ニ相成^(衍カ)相成候旨此節在所役人共江申越候、右ニ付前文御届高ニ而者拾式石六斗三合余不足相成儀以不束之儀恐入奉存候、何卒格別之御取扱を以先書御引替被成下候様奉願度、則別紙御届届認替差上候間、此段宜敷御執成

之程奉願候以上

織田筑前守家来

味岡弥一左衛門

四月六日

右式通四月十八日周防守殿ニ而御勘定向下ケ^(松平康直)

私領分大和国式上郡柳本村ニ有之候

崇神帝御陵此度御修補御出来相成候ニ付、同村田畑永潰相成候場所高

田畑高合六拾六石壹斗四升七合

右之通御座候、尤委細之儀者

山陵奉行戸田大和守江申達置候、此段御届申上候以上

十一月十六日

織田筑前守^(信成)

右卯四月十八日周防守殿江上ル^(慶応三年)

覚

織田筑前守大和国式上郡^(神)

崇仁帝御陵御修補御用ニ付、田畑永潰ニ相成候場所高之儀山陵奉行云々、筑前守殿云々、^(慶応元)丑年十二月差出置候書面此度

引替之儀筑前守家来申聞候間、則先書面引替持帰候事

右四月十八日周防守殿江先書面持参上ル

文書一〇から、崇神陵の造営による潰地の高について、慶応元年の段階（五十三石五斗四升三合八勺）から同二年の段階（六十六石一斗四升七合）にかけて訂正があり、そのことが幕府と織田藩の間で懸案となっていたことが知られる。

このような「文久の修陵」における潰地の問題については、既に拙著『幕末・明治期の陵墓』（平成九年、吉川弘文館）第二章「村落と『陵墓』」で、神武陵（奈良県橿原市大久保町）・天智陵（京都府京都市山科区御陵上御廟野町）・安閑陵（高屋築山古墳、大阪府羽曳野市古市）・允恭陵（国府市野山古墳、大阪府藤井寺市国府）の例を取り上げた²⁴。

この差し引き十二石六斗三合余の潰地高の訂正は、単なる手続き上の些細な問題としてではなく、「文久の修陵」の一連の過程における年貢地の問題の重要性を示すものとして解されなければならない。

なお、慶応元年二月「崇神陵普請地潰地ニ付書付」〔二六九三四〕と年月日未詳「崇神陵普請ニ付潰地ニ付書付」〔三三八〇六〕は、同陵普請についての手続きをめぐる文書である。

七 簿冊

多聞櫓文書中の「文久の修陵」関係文書には、「文久の修陵」全般にわたる覚書きが一点ある。幕府が「文久の修陵」をどのように捉えていたかを示すものとして価値がある。

文書一 文久二年閏八月十四日（慶応二年正月十五日）「山陵修補一件覚」〔二〇〇六一〕

〔表紙〕
「覚」

文久二年閏八月十四日

一越前守儀被為 召登 城候処、内願之趣達御聴御機嫌ニ被 思召、

山陵御締向御普請等之御用被

仰付之候段、御用番板倉周防守様被仰渡之候

一右御普請等之仕方其方見込ニ御任被成候間、国々江家来等差遣為仕立候様、尤其土地奉行江相談可申旨、且又右御普

請御入用金之儀者追々御下ヶ相成候間御入用高等取調申聞候様、是又周防守様より被仰渡之候

一右之通被 仰付候処、是迄御普請其外御手伝之御用被 仰付候振合与違ひ、御普請等仕方其方見込ニ御任相成、因々江家来等差遣為仕立候事ニも候之間、重役之内重立引請取扱候者無之候而ハ御用弁も宜間敷儀ニ付、家老間瀬和三郎江取扱申付方端鹿略之儀無之様大切ニ為取斗可申旨、是又別段御封書ニ而被仰渡之候

同月廿一日

一右御普請場草木蒔之儀者、場所近隣在町ニ不限其石高二心シ役人夫遣候儀ハ、京大坂奈良御奉行様等江も兼而御沙汰之儀、所司代御城代様江御達相成候御差凶濟ニ御座候

一御入用金之儀京大坂之内ニ而御下ヶ渡相成候、是又御差凶濟ニ御座候

同九月廿一日

一家老間瀬和三郎儀ハ越前守実祖父故越前守忠翰弟田中主斗儀田中一郎右衛門養子相成候以前、故忠翰方ニ罷在候節出生仕候妾腹之男子ニ而、越前守従弟違之統ニ有之、先年有故而家来間瀬家相統為致置候処、此度間瀬家ハ血統之者以跡目申付候付、和三郎儀ハ取戻シ旧ニ相復越前守之手前ニ差置候段、御用番様江御届差出申候

同十月廿九日

一家族戸田和三郎儀

山陵御普請御用として上京罷在候処、去ル二月坊城大納言様江被召呼(俊克)

山陵奉行被 仰付候段御達之上左之通被仰渡候付、御請為仕可然哉之段御用番松平和泉守様江相伺候処、御請可仕旨御差凶御座候

因々山陵荒廢ニ及多年

叡慮不安ニ付御修復之儀被仰立候処、去後八月遵奉御修復御用戸田越前守江被申付候旨言上有之御満足 思召候、右御請之上ハ不経年序速成就有之度被

思召候、頃日越前守家族戸田和三郎上京之旨被

聞食候付於官家夫々御用掛被

仰付候、然ル上者武辺之方奉行無之候而ハ御不都合之儀ニ被

思食、幸ひ越前守家族之儀ニも候得者戸田和三郎江奉行被 仰出候、仍此段達候事

十月

同十一月八日

一戸田和三郎儀去月廿九日坊城大納言様江御呼出之上、

御所向御扱方諸大夫格今日夕被 仰付候旨被仰渡之候ニ付、御普請之儀如何可為仕哉之段御用番井上河内守様江相伺候処、御請可仕旨御差図御座候

文久三亥年二月四日

一右和三郎儀

山陵御用相勤上京罷在候処

叡慮之 御旨茂有之、去月十九日諸大夫被

仰付之為御手当式百人扶持被下之候段、京都表一橋様於御旅館小笠原(長行)書頭様被仰渡之、其後同廿一日於御所大和守從五位下

御推任叙承 宣下、尚又前断御手当之儀茂伝 奏衆夕被 仰渡有之候付、右之段御用番松平豊(信義)前守様江申上之候 但大和守席之儀於京都表相伺候処

禁裏付次席之心得ニ可罷在旨御差図濟ニ御座候

同七月廿一日

一御陵御荒廢□□數ヶ所之儀中々容易ニ皆御出来相成兼、一統勤番ニ而者永々之間諸事不都合之次第も有之候間、御用中大和守并家来家族召連京地江差置申度段、伺濟ニ而召連差置申候

文久四子年二月九日

一大和守儀

山陵御修補之儀同姓越前守為代去戌年以來之上京

山陵探索方格別骨折、且

御陵地多年田畑人家等ニ相成居候付而者頑固之民情篤与申諭方行届、就中

神武天皇御陵者二千有余年御荒蕪殆可及廢絶之処、今般盛大御修補成功ニ至

朝廷御追孝相立幕府誠忠之規模後代残り候儀、元來其方

公武御為筋弥相心掛候故

山陵復古 御尊奉之御時節ニ至候段

叡感不斜候、依之 御感賞可有之処御普請央之儀ニ付先今般新ニ被 召出、永々

山陵奉行被 仰付万石以上之列ニ御取扱被成下、以後年始御礼等之節奉拜

龍顔候様被 仰付之、且為御褒賞

御劍一振賜之、尚卒業之上御沙汰之等茂可有之旨議 奏柳原中納言様(光愛)以御書付被仰渡之候、右者大和守儀御辞退申上

候処右之趣達

御聴、尤之儀ニ者候得共格別之以

叡慮被 仰出候儀ニ付、

朝命之通拜任可致旨(忠續)同日二条

御城おゐて酒井雅楽頭様被仰渡之候

同二月十日

一大和守儀依御奉書二条

御城江致登 城候処、

山陵御修補之御用相勤、今般

神武天皇御陵ヲ始千歳ヲ過候御場所追々御修補御成功相成候段、
朝廷御尊崇之御趣意深相弁

公武之御為厚く相心得候より之儀与一段之事ニ被

思召候、依之御刀拜領被 仰付之候段、是又雅楽頭様以御書付被仰渡之候

元治元子年七月廿九日

一大和守儀以後諸侯之列御取扱被成下候付、万石以上末席与可相心得、且

山陵奉行席順山田奉行之次席たるへく万事所司代指揮を受可相勤旨、京都表所司代稻葉美濃守様於御役宅被仰渡之候

慶応元丑年十二月廿七日

一伝 奏衆方大和守江左之通以御書付被仰渡之

山陵御修補之儀從 幕府越前守江委任候之処、為代家来共召連上京五畿内丹州百有余所多年田畑ニ篡食或宮社堂宇

民家等造立頽破至極之諸

陵、無風雨寒暑之厭跋涉山林幽谷講求行届不謬真偽不失古制、又誨諭苦心候故下民艱難ニ不及、当

御宇ニ至リ数千年之廢蕪一時ニ御開奥、

御追孝莫太之 御懿徳赫々相輝、積年之

叡念一旦ニ被為逐候段、全く兼々

官武之御為深相心得候、誠忠実孝之篤志より之儀与

叡感不斜

御満足 思召候、依之被

宸賞鞍置御馬賜之候、尤昨年中被

仰出候通諸国

山陵数ヶ所之儀ニ付、永世不失

御盛典精々御修補行届

御追孝弥相立、幕府尊奉不朽様代々申伝可致励勤被 仰出候事

慶応二寅年正月十五日

一大和守儀

山陵御修補之儀年来骨折相勤此度御成功相成候付、御時服五拜領被 仰付候段於京都表所司代松平越中守様^(正敬)於御役宅被仰渡之候

この概略は、およそ次の通りである。

・文久二年閏八月十四日

戸田越前守による山陵修補の内願が幕府に受け入れられ、間瀬和二郎が担当すること等が御用番板倉周防守(老中)より仰渡される。

・文久二年閏八月二十一日

役人夫・入用金については差図済み。

・文久二年九月二十一日

間瀬和二郎を戸田家に取り戻す届を御用番に差し出す。

・文久二年十月二十九日

戸田和二郎(間瀬和二郎、以下同じ)が山陵奉行となることを御用番に伺う。

・文久二年十一月八日

戸田和二郎が諸大夫となった上で山陵普請をすることを、御用番井上河内守(老中)に伺う。

・文久三年二月四日

正月十九日に諸大夫手当二百人扶持を下されることが小笠原図書頭(老中)より仰渡され、同二十一日に大和守従五位下と右手当も伝奏より仰渡されたことを、御用番松平豊前守(老中)に申し上げる。

- ・文久三年七月二十一日
- 戸田大和守以下京都に滞在。
- ・元治元年二月九日
- 戸田大和守は朝廷より御剣を賜り、これを十日に酒井雅楽頭（老中）に伺う。
- ・元治元年二月十日
- 戸田大和守二条城にて御刀拝領を酒井雅楽頭（老中）より仰渡される。
- ・慶応元年十二月二十七日
- 伝奏より戸田大和守へ鞍置御馬を賜る旨仰渡される。
- ・慶応二年正月十五日
- 戸田大和守、御時服五拜領の旨松平越中守（京都所司代）より仰渡される。
- いずれも「文久の修陵」に当たっての、朝幕関係をめぐる詳細な記録である。畿内各地で山陵修補を遂行する戸田忠至がどのように朝廷と関わったか、そしてその間にあって幕府はどのように介在したか。この「覚」による「文久の修陵」の視点は、まさにここにあると良いう。

おわりに

今日「文久の修陵」に向けられる関心は、以下の二つの傾向に分けて考えることができると思われる。

まず第一に、「文久の修陵」の際に天皇陵とされた古墳に被葬者の比定が行なわれ、かつそれらの古墳が大幅に造り変えられたことに注目する視点である。特に考古学からの古墳研究のためには、現在なされている陵墓管理は極めて重大な障碍となっており、その淵源は取りも直さず「文久の修陵」に求められるのであるから、このような視点から「文久の修陵」が論ぜられるのは極めて当然のことである。

第二には、幕末期政治史の一局面として「文久の修陵」を捉える視点である。本稿は、この視点から「文久の修陵」を

取り上げたものである。このような「文久の修陵」の研究は、未だ端著についたばかりであると言わざるを得ない。もとより、本稿で指摘した諸論文の他にも「文久の修陵」に着目した研究は現れつつあるが、何よりも今後待ち望まれるのは、具体的な史料の検討に基づいた実証的な研究成果であろう。

そのためには朝廷、幕府、また戸田藩等による史料の調査・再検討が不可欠である。しかし、今日公開されている「文久の修陵」関係の史料は朝廷ないしは戸田藩によるものが多く、幕府による「文久の修陵」関係の史料はほとんど知られていなかった。この多聞櫓文書中の「文久の修陵」関係史料は、そのような史料の間隙を埋めるものとして大きな価値があるものである。

ここで明らかになったのは、幕府にとっての「文久の修陵」である。幕府がどのような思惑から戸田藩の内願を受け入れたのかという基本的な問題は、依然明らかではない。しかし、「文久の修陵」の一連の過程で幕府が注意を払ったことが、戸田藩以外からの修陵の願の扱いや潰地・入用金の処理等といった幕藩体制内における問題と、朝廷との関係において生じた將軍家茂への従一位宣下、戸田藩主・藩士の賞功や神武陵・孝明陵への勅使発遣等といった問題に尽きるということは、本稿で具体的にみた内容を振り返ってみれば明らかである。陵墓の比定や管理・祭祀の方法・理念といった問題に全く眼が向けられていないことは、多聞櫓文書中の「文久の修陵」関係文書の大きな特徴である。

もちろん今後の課題として多聞櫓文書の伝来の過程についての検討という大きな問題が残されており、安易に結論を導き出すべきではないであろう。本稿の範囲で述べることができるのは、今後の研究の見通しといった程度に過ぎないのかも知れない。しかし、現在の「文久の修陵」の研究の局面にこの多聞櫓文書が投げかける課題が、極めて大きいこともまた事実なのである。

註

- (1) 大賀妙子著「江戸城多聞櫓旧蔵文書について―その整理状況と若干の史料の考察―」(『北の丸』第十号、昭和五十三年三月)、熊井保著「多聞櫓文書について―明治期の目録と由緒書の紹介―」(『北の丸』第十六号、昭和五十九年三月)、津田秀

- 夫・曾根妙子・内田龍哉・大賀妙子・氏家幹人著「多聞櫓文書整理の現状」〔北の丸〕第十七号、昭和六十年三月）、大賀妙子著「江戸城多聞櫓文書屋敷の部」〔北の丸〕第二十二号、平成二年三月）、西木浩一著「江戸城多聞櫓文書〈禁裏・朝廷の部〉解題」〔北の丸〕第二十四号、平成四年三月）（後出）、藤野敦著「江戸城多聞櫓文書『征長の部』解題」〔北の丸〕第二十六号、平成六年三月）、武井弘一著「江戸城多聞櫓文書『鉄砲改の部』解題」〔北の丸〕第二十七号、平成七年三月）。
- (2) 戦後における「文久の修陵」の政治的意義についての研究としては、戸原純一著「幕末の修陵について」〔書陵部紀要〕第十六号、昭和三十九年十月、宮内庁書陵部陵墓課編『書陵部紀要所収陵墓関係論文集』〔昭和五十五年、学生社〕に収録）、堀田啓一著「江戸時代『山陵』の搜索と修補について」〔考古学研究〕第二十一卷第一号、一九七四年六月）、大平聡著「公武合体運動と文久の修陵」〔考古学研究〕第三十一卷第二号、一九八四年九月）、武田秀章著『維新时期天皇祭祀の研究』（平成八年、大明堂）、拙著『幕末・明治期の陵墓』（平成九年、吉川弘文館）等がある。
- (3) 西木著「江戸城多聞櫓文書〈禁裏・朝廷の部〉解題」には、「ここに紹介した江戸城多聞櫓文書〈禁裏・朝廷の部〉は、一九九四年五月より閲覧に供される予定である」とある。
- (4) 雄略陵の「文久の修陵」前後の様子については、『羽曳野市史第五巻史料編三』（昭和五十八年、羽曳野市）および西田孝司著『雄略天皇陵と近世史料―河内国南嶋泉村松村家文書―』（一九九一年、末吉社）に詳しく述べられている。
- (5) 西田著『雄略天皇陵と近世史料』八十一〜三頁は、雄略天皇陵の領有関係をめぐる経緯について詳しい。
- (6) 註(2) 参照。
- (7) 註(2) 参照。
- (8) 国立国会図書館憲政資料室所蔵岩倉具視関係文書『山陵御修補関係書類』所収。
- (9) 戸原著「幕末の修陵について」、大平著「公武合体運動と文久の修陵」。
- (10) 大平著「公武合体運動と文久の修陵」は、戸田忠至による山陵修補をめぐるさまざまな案件処理の過程を具に検討した上で、この問題について、山陵奉行（戸田忠至）の朝幕二重構造的支配という視点から説明している（八十六〜九頁）。
- (11) 『孝明天皇紀』第五（昭和四十四年、平安神宮）元治元年正月二十九日条、三十六〜九頁。但し『続徳川実紀』『昭徳院殿御実紀』では、元治元年二月十日条に家茂が従一位に叙せられた記事を載せる（『新訂増補国史大系統徳川実紀』第四編六一

九（二二頁）。

- (12) 『孝明天皇紀』第五、元治元年正月二十九日条所引「開国起原」、三十六頁。
- (13) 武田著『維新时期天皇祭祀の研究』一三三〜四頁。
- (14) 国立国会図書館憲政資料室所蔵岩倉具視文書『山陵御修補関係書類』所収。
- (15) 「広橋胤保日記抜萃」慶応元年三月四日条。
- (16) 「広橋胤保日記抜萃」慶応元年三月六日条。
- (17) 「広橋胤保日記抜萃」慶応元年三月七日条。
- (18) 『孝明天皇紀』第五、元治元年正月二十九日条（三六六〜九頁）。
- (19) なお、この時戸田忠至も「御鞍置御馬」拝領の旨が申し越されている。
- (20) 武田著『維新时期天皇祭祀の研究』第四章「孝明天皇大喪儀・山陵造宮の一考察」。
- (21) 武田著『維新时期天皇祭祀の研究』一五七〜八頁。
- (22) 武田著『維新时期天皇祭祀の研究』一五七〜八頁。
- (23) 主な研究としては、田村吉永著「崇神天皇御陵の御修理と其の顛末」（大和国史会『大和志』第二卷第十一号、昭和十年十一月、昭和五十七年に吉川弘文館により復刊）、秋永政孝著「崇神天皇御陵改修工事関係の資料」（檀原考古学研究所編『奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告第二十二冊天神山古墳』昭和三十八年）、伊達宗泰著「崇神陵文久古凶について」（檀原考古学研究所『青陵』第二十六号、昭和四十九年十月）、今尾文昭著「行燈山古墳の銅板―元治二年の出土事情―」（『青陵』第八十一号、一九九二年十二月）等。
- (24) 拙著『幕末・明治期の陵墓』三十七〜四十一頁。